

高知県小児オンライン相談事業委託業務
公募型プロポーザルにおける質疑に対する回答

番 号	1
項 目	仕様書 「7 発注者への報告 」
質 疑	(1)月例報告について 【ただし、令和8年3月の月例報告 については、令和8年3月31日までに委託者に提出すること。】 上記に記載の令和8年3月の月例報告の提出期限について、3月31日から4月1日にかけての日付変更の直前に対応したものがあつた場合、それを含めて3月31日中に送るのは難しいため、4月1日12時までの猶予をいただくことはできますでしょうか。
回 答	令和8年3月の月例報告は令和8年3月31日までの提出を原則としますが、上記のような真にやむを得ない事情が発生した場合は、提出期限延長の相談に応じることに致します。